

二、總會の決議

三、組合の合併又は分割

四、組合員の欠乏

五、法人たる組合の破産

六、組合解散の命令

前項第一號乃至第五號の事由に依り労働組合解散したるときは其の代表者は一週間以内之を行政官廳に届出づることを要す

第十九條 労働組合合併又は分割を爲す場合に於ては其の債権者に對し異議あらば二月を下らる一定の期間内に之を述べべき旨を公告し且知れたる債権者には各別に之を催告すべし
債権者前項の期間内に異議を述べたるときは組合は

之に辨済を爲し又は相當の擔保を供するにあらざれば合併又は分割を爲すことを得ず、前二項の規定に違反して合併又は分割を爲したる場合には其の合併又は分割は之を以て當該債権者に對抗することを得ず

第二十條 労働組合の合併又は分割は行政官廳に之を届出づるに因りて其の効力を生ずるものとす、前項の届出を爲す場合に於ては合併又は分割に因りて成立する労働組合に付其の規約、理事の氏名及住所並主たる事務所在の場所を併せて届出づべし

第二十一條 前項の規定に因る届出ありたるときは行政官廳は直に合併又は分割に因りて消滅したる場合に付ては解散の登記を、合併又は分割に因りて成立